

第 71 号

令和元年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ427,465千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,185,813千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用度事業収入		千円 1,613,278	千円 △427,465	千円 1,185,813
	1 財産収入	200	△200	0
	2 繰越金	169,437	△34,864	134,573
	3 諸収入	1,443,641	△392,401	1,051,240
歳入	合計	1,613,278	△427,465	1,185,813

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 1,613,278	千円 △427,465	千円 1,185,813
	1 用 度 事 業 費	1,613,278	△427,465	1,185,813
歳 出	合 計	1,613,278	△427,465	1,185,813

第 72 号

令和元年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,797千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262,170千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 253,373	千円 8,797	千円 262,170
	1 繰入金	214,797	8,797	223,594
歳入	合計	253,373	8,797	262,170

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 253,373	千円 8,797	千円 262,170
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	22,121	8,797	30,918
歳 出	合 計	253,373	8,797	262,170

第 73 号 令和元年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 19 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 276,454	千円 △60,000	千円 216,454
	1 繰越金	169,556	△60,000	109,556
歳入	合計	276,454	△60,000	216,454

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 276,454	千円 △60,000	千円 216,454
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	276,454	△60,000	216,454
歳 出	合 計	276,454	△60,000	216,454

第 74 号

令和元年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,416,432千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,922,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 72,505,712	千円 1,416,432	千円 73,922,144
	1 分担金及び負担金	21,443,283	△24,989	21,418,294
	2 国庫支出金	22,909,745	322,663	23,232,408
	3 療養給付費等交付金	250,000	△250,000	0
	4 前期高齢者交付金	22,706,207	90,903	22,797,110
	5 共同事業交付金	47,717	2,283	50,000
	6 財産収入	1,400	△1,105	295

	7 繰入金	5,147,360	277,062	5,424,422
	8 繰越金		992,309	992,309
	9 諸収入		7,306	7,306
歳入	合計	72,505,712	1,416,432	73,922,144

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 72,505,712	千円 1,416,432	千円 73,922,144
	1 国民健康保険事業費	72,504,312	1,417,537	73,921,849
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	1,400	△1,105	295
歳出	合計	72,505,712	1,416,432	73,922,144

第 75 号 令和元年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,492千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ437,380千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 19 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金収入		千円 445,872	千円 △8,492	千円 437,380
	1 諸 収 入	872	△762	110
	2 県 債	445,000	△8,000	437,000
	3 繰 入 金		270	270
歳 入	合 計	445,872	△8,492	437,380

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 445,872	千円 △8,492	千円 437,380
	1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金	445,872	△8,492	437,380
歳 出	合 計	445,872	△8,492	437,380

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 445,000	千円 437,000

第 76 号

令和元年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,781千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,689,574千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 127,640,793	千円 48,781	千円 127,689,574
	2 財産収入	500	△500	0
	4 諸収入	63,324,630	4,053	63,328,683
	5 繰越金	16,236	45,228	61,464
歳入合計		127,640,793	48,781	127,689,574

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 127,640,793	千円 48,781	千円 127,689,574
	1 中小企業・雇用対策事業費	127,640,793	48,781	127,689,574
歳 出	合 計	127,640,793	48,781	127,689,574

第 77 号

令和元年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金収入		千円 80,043	千円 52	千円 80,095
	2 諸 収 入	24,198	52	24,250
歳 入	合 計	80,043	52	80,095

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 80,043	千円 52	千円 80,095
	1 中小企業近代化資金貸付金	80,043	52	80,095
歳 出	合 計	80,043	52	80,095

第 78 号

令和元年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23,427千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業収入		千円 69,054	千円 △23,427	千円 45,627
	1 財産収入	57,951	△12,334	45,617
	2 繰越金	11,093	△11,093	0
歳入合計		69,054	△23,427	45,627

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 69,054	千円 △23,427	千円 45,627
	1 徳島ビル管理事業費	69,054	△23,427	45,627
歳 出	合 計	69,054	△23,427	45,627

第 79 号

令和元年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,265千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,351千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金収入		千円 5,616	千円 △1,265	千円 4,351
	2 繰越金	3,727	△844	2,883
	3 諸収入	1,590	△421	1,169
歳入	合計	5,616	△1,265	4,351

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 5,616	千円 △1,265	千円 4,351
	1 農業改良資金貸付金	5,616	△1,265	4,351
歳 出	合 計	5,616	△1,265	4,351

第 80 号

令和元年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101,780千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金収入		千円 101,978	千円 △101,780	千円 198
	1 繰入金	1,975	△1,777	198
	2 繰越金	94,285	△94,285	0
	3 諸収入	5,718	△5,718	0
歳入	合計	101,978	△101,780	198

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 101,978	千円 △101,780	千円 198
	1 林業改善資金貸付金	101,978	△101,780	198
歳 出	合 計	101,978	△101,780	198

第 81 号

令和元年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,728千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 302,228	千円 △75,728	千円 226,500
	1 財産収入	185,623	△77,603	108,020
	2 繰入金	115,644	430	116,074
	3 繰越金	746	△218	528
	4 諸収入	215	1,663	1,878
歳入合計		302,228	△75,728	226,500

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 302,228	千円 △75,728	千円 226,500
	1 県有林県行造林事業費	302,228	△75,728	226,500
歳 出	合 計	302,228	△75,728	226,500

第 82 号

令和元年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77,949千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,965千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,914	千円 △77,949	千円 2,965
	1 繰入金	912	△679	233
	2 繰越金	66,836	△66,836	0
	3 諸収入	13,166	△10,434	2,732
歳入	合計	80,914	△77,949	2,965

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,914	千円 △77,949	千円 2,965
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,914	△77,949	2,965
歳 出	合 計	80,914	△77,949	2,965

第 83 号

令和元年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ567,826千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,932,832千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 3,500,658	千円 △567,826	千円 2,932,832
	1 財産収入	1,689,852	△109,992	1,579,860
	2 繰入金	450,000	△400,000	50,000
	3 繰越金	122,656	△57,834	64,822
歳入合計		3,500,658	△567,826	2,932,832

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 3,500,658	千円 △567,826	千円 2,932,832
	1 公用地公共用地取得事業費	3,497,410	△565,313	2,932,097
	2 土地開発基金積立金	3,248	△2,513	735
歳 出 合 計		3,500,658	△567,826	2,932,832

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 324,000

第 84 号

令和元年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,831千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ868,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業収入		千円 872,516	千円 △3,831	千円 868,685
	1 分担金及び負担金	287,253	△20	287,233
	2 繰入金	376,263	△4,832	371,431
	4 繰越金		1,021	1,021
歳入	合計	872,516	△3,831	868,685

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円 872,516	千円 △3,831	千円 868,685
	1 旧吉野川流域下水道事業費	872,516	△3,831	868,685
歳 出	合 計	872,516	△3,831	868,685

第 85 号

令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,033,702千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 3,924,334	千円 109,368	千円 4,033,702
	1 使用料及び手数料	815,120	100,644	915,764
	2 財産収入	73,753	7,388	81,141
	4 諸収入	21,332	1,336	22,668
歳 入	合 計	3,924,334	109,368	4,033,702

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 3,924,334	千円 109,368	千円 4,033,702
	1 港湾等整備事業費	2,752,988	△13,109	2,739,879
	2 徳島小松島港津田地区 整備事業費	1,014,317	△13,995	1,000,322
	3 空港周辺整備事業費	157,029	136,472	293,501
歳 出 合 計		3,924,334	109,368	4,033,702

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 40,000
		施設等運営費	4,000

2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 港湾等整備事業費	2 徳島小松島港津田地区 整備事業費	臨海土地造成事業費	千円 400,052	千円 710,754

第 86 号

令和元年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76,070千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 301,749	千円 △76,070	千円 225,679
	3 諸 収 入	192,529	△76,070	116,459
歳 入	合 計	301,749	△76,070	225,679

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 301,749	千円 △76,070	千円 225,679
	1 奨学金貸付金	301,749	△76,070	225,679
歳 出	合 計	301,749	△76,070	225,679

第 87 号

令和元年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,422,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証 紙 収 入		千円 3,298,000	千円 124,250	千円 3,422,250
	1 証 紙 収 入	2,591,588	77,919	2,669,507
	2 繰 越 金	706,412	46,331	752,743
歳 入	合 計	3,298,000	124,250	3,422,250

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 3,298,000	千円 124,250	千円 3,422,250
	1 他 会 計 繰 出 金	3,298,000	124,250	3,422,250
歳 出	合 計	3,298,000	124,250	3,422,250

第 88 号

令和元年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,188,241千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,193,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入		千円 110,382,000	千円 △1,188,241	千円 109,193,759
	1 繰入金	69,057,000	△1,188,241	67,868,759
歳入	合計	110,382,000	△1,188,241	109,193,759

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 110,382,000	千円 △1,188,241	千円 109,193,759
	1 公 債 費	110,382,000	△1,188,241	109,193,759
歳 出	合 計	110,382,000	△1,188,241	109,193,759

第 89 号

令和元年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234,467千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,851,082千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給与振替収入		千円 30,616,615	千円 234,467	千円 30,851,082
	1 給与振替収入	30,616,615	234,467	30,851,082
歳 入	合 計	30,616,615	234,467	30,851,082

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 30,616,615	千円 234,467	千円 30,851,082
	1 給 与 費	30,616,615	234,467	30,851,082
歳 出	合 計	30,616,615	234,467	30,851,082